農 作 業 安 全 の 手 引 き

平成２７年７月

茨城県農林水産部産地振興課

目次

Ⅰ　農作業事故の実態

１　農作業事故死亡事例の発生状況

農作業に伴う事故については，その実態を把握し，今後の総合的な事故防止対策の基礎資料とするため，県内の各保健所を対象に平成25年（１月～12月）における農作業による死亡事故の実態を調査した結果は，表１及び表２のとおりであった。

（１）平成25年の１年間に発生した農作業事故死亡者数は17人で，男性14人，女性３人であった。

（２）事故の状況について，年齢別では，17人中14人が60歳以上であり，うち７名が80歳以上であった。

農業機械による事故は７件あり，トラクター等からの転落・横転・巻き込まれ等の事故が６件あった。

また，熱中症による死亡事故が４件（うち80歳以上３件)，雑草焼却中の熱傷が２件あった。

農作業事故の発生場所はほ場の14件，機械別の件数はトラクターの５件が最も多かった。

（３）死亡事故件数は過去10年間中最多となり，事故に対する十分な注意喚起が必要である。

表１　性別・年齢別等死亡件数

区分	農作業事故死亡者数	性別		死亡時の年齢							受傷の原因									場所						農業機械による死亡事故数	全国における死亡事故数
		男	女	二十歳未満	二十～二十九歳	三十～三十九歳	四十～四十九歳	五十～五十九歳	六十歳以上	（うち八十歳以上）※	交通事故	転倒・転落	物体に挟まれた事故	巻き込み事故※	熱中症※	熱症※	溺水	作業中の病気	その他	ほ場	道路	作業舎	畜舎	庭	その他		
H15	16	16			1			1	14			10	2				2	1	1	10	2			3	1	16	398
H16	12	11	1					1	11		3	4	1					1	3	5	4	1		1	1	8	413
H17	12	9	3					2	10		2	4	3					1	2	9	1				2	8	395
H18	10	8	2				1	2	7			6					1		3	6	2	1			1	5	391
H19	14	11	3		1		2	3	8		1	12							2	7	4		2		1	9	397
H20	8	8			1			1	6		1	4					1		1	6	1					5	374
H21	10	9	1					2	8		1	5	2						2	6	2			2		8	408
H22	10	10						1	9			5	2				1		2	7					3	7	398
H23	16	14	2					1	14		1	2	6				2	2	3	11	2			2	1	9	366
H24	13	12	1	1		1	1	2	8		4	1	4						4	6	4			2	1	9	350
H25	17	14	3		1	1		1	14	7	1	5	3	1	4	2			1	14	1		1		1	6	350

（注）H20のうち、1件の受傷の原因及び場所が不明
　　H23のうち，1件の死亡時の年齢が不明
※H25より死亡時の年齢に60歳以上の高齢者に80歳以上の高齢者の内数を追加した。
※H25 より巻き込み事故及び熱中症，熱傷を項目追加

表２　農業機械別死亡件数

区分	トラクター	耕うん機	トレーラー	コンバイン	動力カッター	農業用トラック	その他機械	機械以外	計
H14	7	4	1						12
H15	9	3					4		16
H16	3	1		1			3	4	12
H17	2					1	5	4	12
H18	4				1			5	10
H19	4	1	1	2			1	5	14
H20	5							3	8
H21	6	1		1				2	10
H22	6	1						3	10
H23	4	2				2	1	7	16
H24	6		1				2	4	13
H25	5					1	1	10	17

２　農作業事故発生状況

各市町村の消防本部，病院施設，労災保険，JA 共済等と連携し，平成 26 年（１月～12 月）における死亡事故以外を含めた農作業事故を調査した結果は以下のとおりであった。

農作業事故の発生件数は，以下の図のとおり 179 件で，前年の 167 件に比べ 12 件（7%）増加した。

図　農作業事故発生件数の推移　　（単位：件）

（１）年齢別の農作業事故発生件数

60 歳以上の事故は，129 件と最も多く，次いで 50 歳代の事故が 20 件で，50 歳以上の農作業事故が全体の約 8 割を超えている。

表３　年齢別の農作業事故発生件数

区分	20 歳未満	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	不明	計
H16	0	2	8	10	20	50		90
H17	1	2	2	5	20	46		76
H18	1	4	1	11	21	60		98
H19	2	3	3	9	20	49	8	94
H20	1	2	4	4	15	43		69
H21	0	3	5	7	8	51	1	75
H22	0	2	2	4	13	90	2	113
H23	0	4	6	12	19	115	1	157
H24	2	9	5	9	22	128		175
H25	0	12	8	7	24	109	7	167
H26	0	5	7	11	20	129	7	179

（２）月別の農作業事故発生件数

８月の事故が 30 件と最も多く，次いで 7 月が 29 件であった。7～10 月の期間で全事故件数の約 6 割が発生している。

表４　月別の農作業事故発生件数

区分	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	不明	計
H16	8	6	7	9	7	8	7	8	16	4	4	6		90
H17	4	4	5	9	6	7	12	3	13	4	6	3		76
H18	3	9	7	7	17	6	9	8	10	8	6	8		98
H19	7	4	6	8	11	9	7	10	18	7	3	3	1	94
H20	5	0	4	6	7	5	8	4	14	9	5	2		69
H21	4	4	2	10	6	7	9	7	12	6	3	5		75
H22	5	4	2	8	16	8	15	11	13	11	9	9	2	113
H23	5	5	9	12	19	16	12	16	20	25	11	7		157
H24	3	9	16	24	17	16	19	28	13	13	11	4	2	175
H25	4	7	9	16	14	16	17	27	22	11	14	10	0	167
H26	3	3	4	18	13	13	29	30	20	25	12	9	0	179

（３）場所別の農作業事故発生件数

畑が 88 件（49%）と最も多く，次いで田が 23 件（13%），庭が 19 件（11%）であった。全体の約６割が田畑における事故であった。

表５　場所別の農作業事故発生件数

区分	畑	田	庭	道路	その他	計
H16	28	24	11	9	18	90
H17	32	16	14	4	10	76
H18	44	22	15	4	13	98
H19	33	35	9	2	15	94
H20	29	17	8	3	12	69
H21	37	14	12	3	9	75
H22	49	30	7	3	24	113
H23	56	35	19	11	38	159
H24	81	28	17	13	36	175
H25	73	25	17	9	43	167
H26	88	23	19	12	37	179

※H23 は2件が複数該当

（４）作業別の農作業事故発生件数

刈払いの 36 件（20%），耕うん・整地の 28 件（16%），収穫の 22 件（12%）の順で発生が多かった。

表６　作業別の農作業事故発生件数

区分	耕うん・整地	収穫	刈払い	運搬	機械の着脱	脱穀	その他	計
H16	14	14	9	14	8	0	31	90
H17	14	8	11	9	7	0	27	76
H18	14	9	12	8	5	5	45	98
H19	19	19	12	5	6	0	33	94
H20	11	9	11	3	4	3	28	69
H21	10	10	10	7	5	1	32	75
H22	23	18	10	16	4	2	40	113
H23	31	17	23	15	10	3	58	157
H24	21	20	22	15	10	3	84	175
H25	25	21	25	11	5	3	75	165
H26	28	22	36	6	4	1	81	179

※H25 は 2 件が作業状況不明
※H26 は 1 件が作業状況不明

（５）農業機械別の農作業事故発生件数

刈払機の 24 件（13%），トラクターの 24 件（13%）が同数で多かった。

また，農業機械以外の事故が 59 件（33%）発生しており，特に農作業中の熱中症による事故が多かった。

表７　農業機械別の農作業事故発生件数

区分	トラクター	刈払機	トラック	耕うん機	コンバイン	その他農機	農機以外	不明	計
H16	20	9	12	9	10	12	18		90
H17	17	7	7	8	7	15	15		76
H18	22	13	11	5	6	28	13		98
H19	29	9	8	5	13	15	15		94
H20	15	9	5	7	6	11	16		69
H21	17	8	5	5	5	23	12		75
H22	21	10	6	8	11	26	31		113
H23	28	12	10	15	6	38	40	8	149
H24	35	14	10	8	6	32	70		175
H25	18	22	7	7	6	31	71	5	167
H26	24	24	7	6	8	45	59	6	179

Ⅱ　農作業事故の原因と防止対策

1　主な農作業事故の原因

◆トラクター等の転倒転落
◆トラクター等からの転落
◆安全防護されていない危険部位への接触
◆ロータリー等作業機への巻き込まれ
◆脚立，はしご，屋根，樹木等からの転落
◆移動中，運搬中の交通事故　など

2　事故の発生要因

（1）人的要因

◆能力差 ――――― 知識，経験，年齢，身体機能
◆高齢化 ――――― 身体機能の低下
◆安全意識 ―――― 慣れ ―――― マンネリ化，いつもやっているから
　　　　　　　　　├― 過信 ―――― 自信過剰，自分は大丈夫
　　　　　　　　　└― 感覚 ―――― 危険の予知予察，状況判断の欠如
◆健康管理 ―――― 疲労，睡眠，飲酒等への配慮が不十分
◆集中力 ――――― 過度な労働と気分転換の不履行
◆正しい操作 ――― 未熟な操作と取扱説明書の軽視
◆安全装置 ―――― 服装，ヘルメット，安全靴，手袋等の不備
◆規則等 ――――― 交通規則，安全規則等の不徹底

（2）機械的要因

◆事故の多い機械 ――― トラクター，耕うん機，刈払機，トラック，コンバイン
◆機械の危険箇所 ――― チェーン，ベルト，刃，羽根，歯車，車輪等
◆安全装置の不備 ――― 安全フレーム，安全キャブ等
◆機械管理の不備 ――― 点検，整備，修理，調整，清掃

（3）環境的要因

◆ほ場 ―――――――――― 形状，勾配，凹凸，岩石，樹木，土質，出入り口の幅・勾配・段差
◆道路 ―┬― 一般道 ―― 交通量，見通し，自動車と農機の速度差
　　　　└― 農　道 ―― 幅，傾斜，カーブ，路肩，隅きり，雑草，樹木
◆庭先 ―――――――――― 広さ，門口の見通し，老人，子供
◆格納庫（作業場） ――― 広さ，高さ，段差，窓，照明，整理状況
◆気象条件 ――――――― 季節，天候，気温，湿度，視界等

3　農作業事故の法則

農作業事故を統計的にみると１つの重大な事故の背後には，同じ原因で 29 件の軽い事故と 300 件のヒヤリ経験が発生しているといわれている。これをハインリッヒの法則という。

多くのヒヤリ経験者の中から重大事故が発生しているので，事故ゼロをめざすためにも体験者本人から詳細な事故要因等を聴き取って分析し，事故防止に役立てることが大切である。

【ハインリッヒの法則】

4　事故防止対策のポイント

（１）安全対策の心得

農業機械の使用者は操作の熟練に努め，使用者自身の安全と補助者等の安全を確保するため機械を正しく操作すること。また，県や農業団体が実施する講習会，研修会に参加して技能知識の向上を図ること。さらに，万が一の事故に備え，安全キャブ及び安全フレームの装備された機械など，安全性の高い機械を使用するよう努めること。

（２）使用者の条件

ア　農業機械の取扱説明書をよく読んで正しい操作方法を理解すること。

イ　過重な作業が続く場合は疲労に留意し，２時間の作業中に 15 分以上の休憩をとること。また，妊娠中の女性は，振動を伴う機械作業に従事しないこと。

ウ　暴飲暴食を控えて十分な睡眠をとるとともに，慣れからくる安易で軽率な運転操作をしないこと。

エ　特に高齢者は身体機能の低下を自覚し，低速で慎重な作業を心がけること。

オ　一人作業はできるだけ避けること。やむを得ないときは家族に作業場所を伝えておくこと。

カ　過労・病気等の理由により正常な操作ができない者は，機械作業に従事しないこと。

（３）農業機械の点検整備

ア　農業機械は日常及び定期の点検整備を行い，常に安全で良好な状態を保つこと。

イ　特に操縦装置，制動装置，防護装置等危険防止のために必要な装置が正常な機能を発揮できるよう留意すること。

ウ　機械に取りつけられた防護装置等を，機械の点検整備又は修理等のために取り外した場合は，必ず元に戻すこと。

エ　作業機を上げた位置で点検調整等を行う場合には，ロック装置を使用して作業機の落下を防止すること。

オ　機械の点検整備，作業機の着脱等は，平坦で安全な場所で行い，作業機の装着が終わったときは，確実に装着されているか，ピンに抜止めピンがしてあるかどうかを確認すること。

カ　屋内でエンジンをかけたまま点検整備等を行う場合は換気に注意すること。

キ　点検整備に必要な工具類は適正に管理し，正しく使用すること。

（４）農作業時の安全

ア　土地の形状，気象等により機械作業の条件が悪い場合は，無理のない作業計画を立ててあせらず適切な判断と方法で慎重に操作すること。

イ　農作業中は常に機械の周囲に注意し安全を確保すること。特に，耕うん機のバック時のはさまれ事故に注意すること。

ウ　機械の転倒転落を防止するため，次の点に注意すること。

（ア）傾斜地の作業では速度，旋回，作業方法等に注意して操作すること。

（イ）ほ場への出入り，溝又は畦畔の横断，軟弱地の通過，機械の積卸し等に際しては適切な安全装置を講ずること。

エ　動力伝達装置，回転部等の危険な部分には接触しないよう注意すること。

オ　刃又は鋭利な機械で作業を行う場合は，障害物に注意すること。

カ　作業中に土塊，石等が飛散する作業においては，飛散物を防護する措置を講ずること。

キ　エンジンが動いているとき，又は加熱しているときは燃料を補給しない。また，燃料の補給時や燃料庫の付近では火を使わず，喫煙をしない。なお，夜間に給油を行う場合は，裸火等を照明に用いないよう特に注意すること。

ク　加熱したラジエーターのキャップを外すときは，蒸気又は熱湯が噴出するおそれがあるので十分注意すること。また，加熱したラジエーターに急に冷水を注ぐと，ラジエーターが破裂するおそれがあるので注意すること。

ケ　作業終了後は作業機を外し，又は降ろして機械を安定した場所に置き，かつ，安全な停止状態を保つように注意すること。また，危険と思われる機械は，格納庫に保管するかカバーをかけるなどして安全を確認すること。

（５）道路走行時の注意

ア　道路交通法等の法規を守り，他車の走行の妨げとならないよう留意して安全に運転すること。

イ　乗用型トラクターは，左右のブレーキペダルを連結した状態で走行すること。

ウ　降坂時は必ずエンジンブレーキを用い，走行クラッチを使用しないこと。特に，歩行型トラクターでトレーラーを牽引する場合は，ブレーキとハンドルの操作に注意すること。

　また，登坂時における発進では，前輪の浮き上がりに注意すること。

エ　夜間走行の安全性を高めるため，農機の後部に反射材を取り付けて他車が確認できるようにすること。なお，農作業後は，反射材やライトの汚れをよく落とすこと。

　また，後部にローター等を取り付けた場合は，テールランプや反射材が後方から見えるかについて確認すること。

オ　農耕車等で段差や起伏のある場所を通行する時は，車両の特性を考慮の上，路面の形状や運転の操作に十分注意すること。

農耕車を運転するときは・・・ド

（６）服装及び防護具の使用

ア　機械からの転落時や道路走行時の安全確保のためヘルメットを着用すること。

イ　機械の回転部等に衣服の一部，頭髪，手拭い等が巻き込まれないよう安全な帽子や作業衣等を着用すること。

ウ　作業機等の落下，踏付け，踏抜き，スリップ等のおそれを考慮して頑丈な靴を履くこと。

エ　防除作業において呼吸器，眼，皮膚などを守るため，有効な防護具を用いること。

オ　刈払機を使用する場合は，石等の飛散物から眼を守るため防護メガネを着用すること。

カ　激しい振動や騒音を伴う作業にあっては，それぞれ腕や耳を保護するための防護具を使用すること。

キ　安全防護具は，常に正常な機能を発揮するよう点検し正しく使用すること。

（７）各種補償制度への加入

万一，事故が発生した時のために労災保険等各種補償制度へ加入すること。

【労災保険の特別加入について】

　労災保険は本来，労働者の負傷，疾病，傷害，死亡等に対して保険給付を行う制度だが，労働者以外の方でも，その作業の実態や災害の発生状況などから見て，特に労働者に準じて保護する必要があると認められる一定の方々に対して特別に任意加入を認めている。

　農業者の場合には，次の３つの制度のいずれかに特別加入することができる。

　　①特定農作業従事者　　②指定農業機械作業従事者　　③中小事業主等

　ＪＡなどが加入申請の窓口となっている場合があるため，詳細は近くのＪＡや都道府県労働局に問い合わせること。

（参考様式）

トラクター安全運転チェックリスト

（１）このチェックリストは，作業を行う前に，作業者やトラクター等の状況や作業方法の安全性を評価することで，危険要素を取り除き事故を未然に防止するため，必要な事項をリストアップしたものです。

（２）「はい」又は「いいえ」の欄に〇印を記入してください。
全てが「はい」なら問題はなく事故も未然に防ぐことができます。
しかし，「いいえ」の項目があれば事故の危険性があります。事故を未然に防ぐため，すみやかに是正し，対策した月日を備考欄に記入しましょう。
なお，＊印の付いたチェック項目は，作業内容や状況によって必ずしも取組む必要が無い場合がありますので，必要が無い場合は該当欄に斜線を入れてください。

◎運転者・氏名		◎トラクター名	
◎チェック年月日	年　　月　　日	◎作業機の型式名	

	チェック事項	はい	いいえ	備考
〇個人的な安全事項〇				
1	肉体的にも精神的にも健康である。疲労していない。			
2	体に合った服装で，安全な靴やヘルメットを着用している。			
3	耳栓，防護メガネ，保護マスクなどを使用している。　＊必要に応じて使用する。			
4	必要な食べ物，飲み物をとっている。			
5	薬や酒は飲んでいない。			
6	補助者と連絡のための手信号など合図の仕方を決めている。			
〇安全運転のためのトラクター・作業機の準備〇				
7	トラクターの運転操作方法の研修を受けている。			
8	トラクター・作業機の取扱説明書を持っている。			
9	トラクター・作業機の取扱説明書や安全表示ラベルをよく読み，理解している。			
10	全ての操作レバーやペダル類の機能と操作方法を理解している。			
11	安全キャブ又は安全フレーム及びシートベルトが付いている。（注）			
12	安全キャブの窓やドアのガラスはきれいである。			
13	安全カバーはPTO軸や可動部に全て付いており正常である。修理・点検などで取り外した場合は元通りに取付けている。			
14	低速車マークや反射材があり，汚れがなく良く反射する。			
15	灯火，計器，モニター，警報器類は正常に作動する。			
16	タイヤの状態は正常で，空気圧も適正である。（クローラーは，その状態を確認すること。）			
17	エンジンやミッションオイル量，冷却水量，バッテリー液は適正である。また，配線の接続は正常，燃料も十分である。（作業中及び補給時は火気厳禁とすること。）			
18	トラクター・作業機とも部品などのゆるみや異常はない。			
19	ステップやプラットフォーム上に泥やオイルの付着がなく，工具などを置いていない。			
20	輪距の調整，バラスト，ウエイトは適正である。			
21	作業機は良く調整・整備されている。			
22	消化器や救急箱を準備している。　＊できれば望ましい。			

		はい	いいえ	備考
○安全な始動・運転・停止方法○				
23	折り曲げ式の２柱式安全フレームは，運転時に必ず正規の状態で使用している。			
24	安全キャブ・安全フレーム付きのトラクターの場合，常にシートベルトを着用する。 ＊安全キャブや安全フレームのないトラクター作業中はシートベルトを着用しないこと。			
25	乗降時には手掛かりなどを使用し，足下の滑りや転落に注意している。			
26	トラクター油圧の運転操作は，いつも座席から行う。（地面からの操作は行わない。）			
27	シートは身体に合わせて適正に調節している。			
28	始動安全装置の作動は良好である。＊古いトラクターには付いていないものもある。			
29	ブレーキの作動は良好で左右均等に効く。			
30	建物やハウス内でエンジンをかける時は，窓やドアを開けて換気している。			
31	エンジン始動後，異常な音はしない。（点検はエンジンを止めて行うこと。）			
32	始動・発進時には，必ず周囲の人，子供，動物，障害物がないことを確認し，またホーンなどで合図している。			
33	決して他の人や子供は乗せない，また作業機にも乗せない。			
34	道路走行時は，必ず左右のブレーキ・ペダルを連結している。			
35	道路走行時は，必ず前輪倍速装置やデフロックを解除している。			
36	作業機のけん引時は，必ず正規のドローバーやヒッチを利用する。			
37	作業機の脱着時は，トラクターと作業機の間に入らない，また挟まらないよう注意する。			
38	３点リンクで上げた状態の作業機の下には入らない，入る場合は油圧ロックしている。			
39	道路走行時は，安全な速度で運転し，道路交通法規を守っている。			
40	坂道や斜面を降りる時は道幅が広く路肩のしっかりしたところへ寄せている。			
41	機械の点検，調整，巻付き除去などの時は必ずエンジンを止めている。			
42	PTOドライブ・シャフトなどの回転部や可動部に手足を触れたり，その上を跨がない。			
43	フロントローダーの場合，できるだけ積み荷を低く下げて移動している。			
44	運転時には，前方の畝の端，道路の状況，樹木の枝などに注意している。			
45	できるだけ側溝，路肩，土手，穴，斜面などに近寄らないようにしている。			
46	急斜面（15度以上）では使用しないよう注意している。			
47	坂道や斜面ではスリップに注意している。			
48	坂道や斜面を下る時は変速を低速にしてエンジンブレーキを使用し，途中でクラッチ操作や変速操作をしない。急旋回をしない。			
49	狭い道，ラフな道，泥道，滑る道，カーブ，斜面を横切る時は速度を落としている。			
50	ほ場の出入や畦超えは，低速で直角に進むか，歩み坂を使用している。			
51	ほ場は枕地を広く取り，旋回する時は低速にしている。			
52	ぬかるみから出る時はゆっくり発進し，危険ならバックするか，他車にけん引してもらう。			
53	バックする時はいつも低速にし後方を確認している。			
54	トラクターから降りる時はPTOクラッチを切り，エンジンを止め，キーを抜いている。			
55	トラクターから離れる時は作業機を下ろし，駐車ブレーキをかけている。			
56	作業は適正なPTO回転数と速度で行っている。			

（注）安全キャブや安全フレームのないトラクターの場合は，販売店や農協に依頼して，できるだけ取付けるようにしましょう。しかし，取付けるものがない場合は，転倒する恐れがないと思われる場所や作業に限定して使用するようにしましょう。

Ⅲ　熱中症対策について

平成25年度には県内で4名の方が熱中症で亡くなっています。

熱中症の予防は，水分をとることと，体温の上昇を抑えることが基本です。また，次第に気温が上がってきた時の日々の体調管理は極めて重要です。高血圧症・糖尿病等の持病や，睡眠不足・前日の飲酒・朝食の未摂取等は熱中症の発生に影響を与えます。農作業中の熱中症による死亡事故は，７・８月に７０～８０代の方が１人で屋外作業を行うときに集中して発生しています。そのような状況で作業を行うときは，特に注意をするようにして下さい。

熱中症は適切な対策をとれば防ぐことができるため，お互いに声を掛け合い，予防しましょう。

１　予防について

（１）天気予報と体調をチェック

○急に暑くなる日は要注意です。

○体調不良時は無理をしないように。

（２）涼しい服装・安全な作業環境

○帽子で日差しを遮り，汗を逃がしやすい服装で。

○作業はできる限り二人以上で。暑いハウスの中は風通し良く。

（３）こまめな水分補給とこまめな休憩

○のどが渇く前に，こまめに水分を取りましょう。

○こまめに涼しい場所で休息しましょう。

（４）高齢者は要注意

○高齢者は若者に比べると，暑さや喉の渇きを感じにくくなっています。
周囲の人にも積極的に声をかけましょう。

２　熱中症になってしまったら

（１）　涼しい場所に避難させる。

（２）　衣服を脱がせ，身体を冷やす。水をかける，風を送るなどの方法が適切です。

（３）　水分を補給する。

（４）　自力で水を飲めない，意識がない場合は，直ちに救助隊を要請しましょう。

３　熱中症に関する啓発資材

農林水産省のホームページに掲載されていますのでご活用ください。

（１）　熱中症啓発ポスター（チラシとしても活用できます）

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/pdf/poster25.pdf

（２）熱中症チェックシート

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/pdf/check25.pdf

４　その他

環境省が開設している熱中症予防情報サイト（http://www.wbgt.env.go.jp/）では，熱中症の目安となる暑さ指数（WBGT：湿球黒球温度）や熱中症の対処方法（応急処置），普及啓発資材等が掲載されておりますので，適宜ご活用願います。

茨 城 県 農 作 業 事 故 調 査 実 施 要 領

第１　調査の目的

　農作業における事故についてその状況を的確に把握することにより，地域に密着した農作業事故防止対策の検討に必要な基礎資料の整備を図る。

第２　調査の定義

（１）農作業事故とは，農作業中に発生したすべての事故をいう。

（２）農作業とは，農業生産活動に伴う一切の作業をいい，物資の運搬，機械・施設の点検修理及び出荷のための作業などを含む。

第３　調査実施方法

１　調査主体

　調査の主体は産地振興課とし，各農林事務所振興・環境室に依頼し，各市町村等の協力を得て調査をすすめることとする。なお，市町村に協力を依頼する際は消防本部，病院施設，農業委員会，農業協同組合等との連携に留意する。

２　調査対象

　県内全市町村

３　調査期間

　各年１月１日から１２月３１日までの１年間

４　調査内容

　別紙，農作業事故調査票のとおり

５　結果の報告

　各農林事務所振興・環境室は，結果をとりまとめ，調査票各１部を産地振興課へ提出する。

第４　調査の利活用

　産地振興課において調査票の集計整理を行い，農作業安全啓発資料として活用する。

平成２２年１月１８日　一部改正

平成２３年１２月２７日一部改正

（別紙）　**農作業事故調査票**

__________農林事務所

市町村	年齢	性別		続柄					被災の月日	被災の場所					被災の作業							被災の機械									機械以外	被災の状況	死亡事故であると判断できる場合は欄内に○を記入
		男	女	主	妻	子	子の妻	その他	月　日	田	畑	庭	道路	その他	耕うん・整地	収穫	脱穀	運搬	機械の着脱	刈払い	その他	トラクター	耕うん機	コンバイン バインダー	脱穀機	トラック等	田植機	トレンチャ	刈払機	その他機械			

注１　：　市町村，消防本部，病院施設，労災保険、JA共済等との連携を十分にとって、調査洩れがないようにすること。

注２　：　被災の状況については,できるだけ詳しく記入すること。